

現庁舎跡地（周辺）利活用検討分科会運営要綱

制定 令和7年（2025年）5月13日 市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（以下「委員会」という。）の専門分科会である現庁舎跡地（周辺）利活用検討分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 現庁舎跡地の利活用に関すること。
- （2） 現庁舎跡地の周辺エリアの開発に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、委員会から求められた事項。

（組織）

第3条 分科会は、委員会の委員長が指名する委員会の委員及び臨時委員（以下「分科会委員」と総称する。）4人以内で組織する。

（分科会長）

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 2 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、分科会委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した分科会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面審議）

第6条 分科会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各分科会委員に回付し、分科会長が指定する期日までに分科会委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した分科会委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した分科会委員」とあるのは「分科会長が指定する期日までに審議結果を回答した分科会委員」と、「議長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報について審議する場合は、非公開とすることができる。

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、政策局庁舎整備部庁舎周辺まちづくり課において行う。

(委任)

第9条 この要綱及び庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会運営要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年（2025年）5月13日から施行する。